

規制改革ホットライン処理方針  
(令和8年5月13日の再検討回答)

提 案 事 項	所管省庁 再検討回答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
営農指導を行う際に農機を圃場に運送するサービスについて	現行制度下で 対応可能	◎	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和8年2月24日	回答取りまとめ日	令和8年3月19日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	営農指導を行う際に農機を圃場に運送するサービスについて
具体的内容	<p>○ JAグループでは、農業協同組合法第10条第1項第1号に基づき、農業経営の技術・経営指導、圃場および周辺の状況を踏まえた農機設定を含む農作業安全指導、農畜産物市場の情報提供、新しい作物や技術の導入等、組合員の営農支援のための業務を営農指導事業として行っている。</p> <p>○ この営農指導事業の一環として、格納庫から圃場までの間や、圃場間で農機を運送するサービスを行いたいと考えている。上記のとおり、営農指導を行う際に農機を運搬し、必要な費用を徴取する場合、貨物自動車運送事業法に基づく許可が必要なのか。許可の要否を明らかにしていただきたい。</p>
提案理由	<p>【背景】</p> <p>○ 農業現場では、農業者自身が保有する農機の運搬について、①農業者自身が高額な運搬車両を所有していないことや②高齢化により自力での運搬が困難であることなどを背景に、近距離であっても、日常的に取引を行っているJAに農機の運送を依頼している実態がある。</p> <p>○ 一方、農機の運送を有償で行う場合は、貨物自動車運送事業法の運送事業に該当し、業の許可が必要となる可能性があると考えられることから、上記のような依頼があった場合、費用を取らない形で運送することになり、JAの負担が大きく、今後の継続が困難な状況。</p> <p>○ そのため、営農指導を行う際に農機を運搬し、営農指導に関する手数料として、必要な費用を徴取する形で、組合員の支援を行うことができないか検討している状況。</p> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <p>○ 地域社会での助け合いを通じて地域農業の振興を図ることで、消費者への食料の安定供給の一助とするため。</p> <p>⇒ 農業現場では、人口減少が進んでいて、身近に運送業者がないことがあり、手配を行うにしても時間を要する可能性がある。播種・定植・収穫などの農作業は適期に行えない可能性がある。</p>
提案主体	一般社団法人 全国農業協同組合中央会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法第3条等に基づく許可又は届出が必要となります。	
該当法令等	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条、第35条又は第36条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>一般的に、「他人の需要に応じて、有償で、自動車を使用して貨物を運送する」場合には、貨物自動車運送事業法に基づく許可や届出が必要となります。ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が生業の過程に包摂され、名目の如何に関わらず有償性がない場合に、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととなります。</p> <p>お尋ねの「営農指導」に付随する運送行為についても、営農指導と密接不可分であり、営農指導に付帯して行われるものであって、営農指導に包摂しているものと認められる場合に、許可等は不要となります。ただし、許可等の要否については一概には回答しかねるため、営農指導の内容等を鑑み、個別事案ごとに判断することとなります。</p>	

区分(案)	○
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答(再検討)

回答取りまとめ日 令和8年5月13日

<p>ワーキング・グループによる再検討の要請</p>	<p>「営農指導事業の一環としての格納庫から圃場までの間や、圃場間で農機を運送するサービスに関する貨物自動車運送事業法に基づく許可の要否の明確化」の提案に対し、「許可等の要否については一概には回答しかねるため、営農指導の内容等を鑑み、個別事案ごとに判断する」と回答されているが、格納庫から圃場までの間や、圃場間で農機を運送するサービスを伴う営農指導としては、例えば、以下①～⑦の内容が想定され、以下の内容であれば、「営農指導と密接不可分であり、営農指導に付帯して行われるものであって、営農指導に包摂しているもの」であり、許可等は不要と思われるため、その旨を回答内容として追記いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 圃場および周辺の状態を踏まえた農機を用いた農作業安全指導</li> <li>2. 圃場の状況や作業内容に応じた農機の設定</li> <li>3. GAP指導(農業生産工程管理)の一環としての圃場における農機運行状況の確認</li> <li>4. 圃場への農機の出入りや圃場内での農機操作の指導</li> <li>5. 農機の圃場における適正使用、安全使用にかかる指導</li> <li>6. 作物の状態をふまえた圃場における農機による作業の指導(倒伏の引き起こし等)</li> <li>7. 指導を踏まえ適切な作業が行われているかについての圃場における確認</li> </ol> <p>また、農業協同組合以外にも、農業協同組合法第10条第1項第1号に基づく営農指導事業と同様の事業を行っている場合があるが、その場合も同様の整理で良いか追記いただきたい。</p>
<p><b>再 検 討 の 結 果</b></p>	
<p>制度の現状</p>	<p>同上</p>
<p>該当法令等</p>	<p>同上</p>
<p>対応の分類</p>	<p>同上</p>
<p>対応の概要</p>	<p>ご提案いただいた1から7までの営農指導に付随する運送行為については、当該営農指導において圃場における農機の実機を用いた指導又は確認が必要である場合に限り、当該運送行為が1から7までの営農指導と密接不可分で、その業務の過程に包摂され、独立性を有しないと考えることから、貨物自動車運送事業法上の運送の対価としての有償性がないと判断できる場合には、貨物自動車運送事業法上の許可等は要しないものと考えます。また、農業協同組合以外の主体であっても、営農指導と同様の事業を行うに際し、圃場における農機の実機を用いた指導又は確認が必要である場合に限り、当該事業と密接不可分で、当該事業の過程に包摂され、独立性を有しない形で農機の運送を行うと認められるときには、貨物自動車運送事業法上の運送の対価としての有償性がないと判断できる場合に、貨物自動車運送事業法上の許可等は要しないものと考えます。</p>

<p>区分(案)</p>	<p>◎</p>
--------------	----------